

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
		<u>実施要領</u>		
	1	第6条(1)	<p>現段階で仙台市水道局契約規程の参加者名簿に登録されておきませんが、参加資格は申請すれば参加は可能でしょうか。</p>	<p>仙台市水道局契約規程に規定する一般競争入札参加資格者名簿は、仙台市競争入札参加資格者名簿と同一のものを採用しております。</p> <p>仙台市競争入札参加資格者名簿への登録方法等については仙台市役所財政局契約課へお問い合わせください。</p>
	2	第6条(7)	<p>「同等のセキュリティの規格を取得していること」とありますが、クレジットカード業界国際規格であるPCIDSS準拠取得している場合、参加資格はありますか。</p>	<p>PCIDSSを準拠取得している場合は、参加資格があるものと思われませんが、実際の資格審査は「類似業務実績調書」等を参照の上、資格の有無を決定いたします。</p>
	3	第6条(9)	<p>クレジットカードの取扱ブランド(5つ)のブランドの精算が受託事業者も含む2社からでも構わないでしょうか。</p> <p>・クレジットカードの継続決済型の提供に際し、洗替の観点から、市民のユーザー数等を考慮し地元のカード会社を単独で取扱いすることも可能でしょうか。</p>	<p>質問の意図は不明ですが、当局では「実施要領第6条(9)」で示した5つのクレジットカードブランドを取り扱うことができる事業者を想定しており、2社以上の事業者と契約を締結することは想定しておりません。</p>
	4	第11条	<p>「参加事業者は、申し出により何時でもプロポーザルの参加を辞退することができる。」</p>	<p>プロポーザルの辞退の期限は、参加資格確認後にお伝えするヒアリング実施日(8月上旬予定)の前日までといたします。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	5	3 <u>実施説明書</u>	<p>→上記条項の適用期限の確認ですが、2023年7月20日以降いつまで辞退可能でしょうか。</p> <p>また、辞退に際してペナルティがあればご教示ください。</p> <p>「業務準備期間におけるシステム開発や開発に伴う当局職員及び当局電算システム運用業務受託SEとの調整及び打合せ、マニュアル作成、マニュアル説明等を含め、準備作業に係る必要な経費等は受託事業者の負担とします。」</p> <p>→業務準備期間において貴局側の開発費及び、準備作業にかかる経費等を受託事業者に請求することを想定した内容でしょうか。</p> <p>または、受託事業者側の準備作業にかかる経費等を、貴局へのご請求に含むことができないという意味でしょうか。</p> <p>また受託事業者負担となる場合は、「準備作業に係る必要な経費等」の指す具体的な内容があれば</p>	<p>辞退に際してのペナルティは特にございません。</p> <p>業務準備期間における当局側のシステム開発費等の、当局側で発生した費用については当局で負担いたします。</p> <p>受託事業者側の準備作業に係る経費等は、実施説明書に記載があるとおり、当局職員等との打合せやマニュアル作成等の費用を指しており、それらの費用は受託事業者に負担していただきます。</p> <p>なお、受託事業者において初期費用として計上すべき項目があると判断した場合は、初期費用に計上することも可といたします。</p>

質 疑 応 答 書 (第 1 号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	6	4	<p>ご教示ください。</p> <p>委託業務内容について順次移行とのことですが、令和6年3月より順次移行でしょうか？</p> <p>それとも、令和6年3月にすべての業務が開始できるように令和5年8月～令和6年2月の期間で順次移行でしょうか。</p>	<p>「実施説明書4」に記載のとおり、令和6年3月に(1)から(5)及び(7)の業務が開始できるように、令和5年8月～令和6年2月の期間で(6)及び(7)の業務を行っていただく予定です。</p>
	7	6(10)(11)	<p>「6(10) 提出された業務提案書の内容は、協議のうえ、仕様として採用する場合があります。</p> <p>(11) 提出された業務提案書は、その特定の用途以外に提案者に無断で使用しません。」</p> <p>→参加事業者の提案が不採用となった場合においても、参加事業者の提案書に記載する内容を他事業者様へ開示の上、使用する想定でしょうか。</p>	<p>参加事業者の提案が選定されなかった場合において、その提案内容を、他事業者に無断で開示し、使用することはいたしません。</p> <p>ただし、仙台市情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合には、公にすることにより、参加事業者の競争上の地位や正当な利益を害する恐れがあるもの等を除き、請求者に開示する場合があります。</p>
	8	9(3)①イ	<p>自治体様以外を含めた会社全体における契約事業者数の開示は通常行っておりません。本入札において評価の対象として除外していただくことはできませんでしょうか。大変勝手ながら、本件入札においては 9(3)②公共</p>	<p>参加事業者の業務負担軽減等の観点から、実施説明書の記載を変更いたします。本項目については「公共料金のクレジットカード決済における直近の5年間（平成29～令和3年度）の各年度末の契約事業者数」を提出してください。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
			料金における実績のみで ご評価いただけるものと 考えております。また、 一般企業様を含めた全契 約数を客観的に調査する ことが実際として困難で ある以上、他社様との競 合となる観点からもご検 討をいただきたいと存じ ます。	
	9	9(3)①ウ	項番8と同様となります が、売上処理件数の開示 は通常行っておりませ ん。本入札において評価 の対象として除外してい ただくことはできません でしょうか。	参加事業者の業務負担軽減等の観点か ら、実施説明書の記載を変更いたしま す。本項目については「公共料金のク レジットカード決済における直近の5 年間（平成29～令和3年度）の各年度 の売上処理件数（クレジットカード決 済が完了したものに限り、万件〈千件 以下切捨て〉まで記載）」を提出してく ださい。
	10	9(3)③	運用経費について、一般 的にクレジットカード ブランド別の手数料率 を求められますが、提案 は不要でしょうか。	運用経費には当局から受託事業者へ支 払う金額の一切を盛り込んでくださ い。 クレジットカードブランドごとに手数 料率が異なる場合は、その場合の請求 及び支払方法等も含め提案書に記載し てください。
	11	9(3)③	契約期間中の処理件数に ついて請求1件あたりの 平均単価を可能であれば ご教授ください。	「実施説明書9(3)③※以下の条件下で ～異なります」部分につきましては、 評価の際、参考とさせていただくため に設けた項目であり、実際の運用時の 数値とは異なります。 平均単価は 250,000,000 円/25,000 円 =10,000 円と設定いたします。

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
		<u>調達仕様書</u>		
	12	5(1)ア(ア)	<p>「クレジットカード扱い業務開始時に、業務電算システムに登録されているすべてのお客さま（約55万件）に関するお客さま番号及び補助番号等の情報を水道局から受信し、管理する。」と記載がありますが、サービス開始時のお客様情報及びそこに紐づくクレジットカード情報の受信方法をご教授ください。データフォーマットではお客様番号の項目しか見受けられないためクレジットカード番号の受け渡し方法について確認したいです。</p> <p>（事前準備における既存お客様データ（カード番号含む）の提供は可能でしょうか。一からの入力となりますか。）</p>	<p>お客さま番号や補助番号等の当局で管理している情報は提供いたしますが、既存のお客さまのクレジットカード番号等の情報は有していないため、クレジットカード情報のデータ提供はできません。お客さまには再度、新事業者に対して、新規申込みと同様のお手続きをしていただくこととなります。</p>
	13	5(1)イ(ア)	<p>「お客さまを認証できるようにする」とは具体的にどのようなことでしょうか。</p>	<p>申込書（紙）により、クレジットカード継続払いを申し込んだお客さまの情報を「調達仕様書5(1)ア」に記載のある情報と突合し、申込書（紙）と受託事業者が管理しているデータの結び付けを行う業務です。</p>
	14	5(1)イ(ウ)	<p>「申込用紙を保管」とありますが、どのくらいの</p>	<p>保管期限は協議の上、定めることといたします。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	15	5(1)イ(ウ)	<p>期間保管するのでしょうか。</p> <p>保管期間経過後の取扱い及び費用に関しては別途協議ということでしょうか。</p>	<p>保管期限後の取扱い及び費用に関しては協議の上決定することといたします。</p>
	16	5(1)ウ(ウ)	<p>「有効性が確認できなかった理由が～（省略）～お知らせする。」とありますが、エラー理由はカード会社の判定内容であり、個人情報にあたります。詳細な理由は表示せずにエラーであることと対処方法について表示する想定です。差し支えありませんでしょうか。</p>	<p>本項目は、お客さまのクレジットカードの有効性確認ができなかった場合に、その後どのように対応すれば適切にクレジットカード決済の申込みをすることができるかお伝えする、という点を目的としています。ご質問内容はその趣旨に則っていると思われるので、協議の上にはなりますが、問題ないと思われます。</p>
	17	5(1)エ(ウ)	<p>「申込に係る情報」とはどの情報を指しておりますでしょうか。</p> <p>カード会社との取り決めにより有効性の確認が取れなかった取引も一定期間保存する必要があります。ご了承ください。</p>	<p>「申込に係る情報」とはお客さまのクレジットカードに関する情報その他付随する個人情報を指しております。</p> <p>ご質問後段部分については、協議の上にはなりますが、ご質問のとおりで問題ないと思われます。</p>
	18	5(1)オ(ウ)	<p>「カード会社の応答保留等による」とありますが、「応答保留等」とはどのような事象を指しておりますでしょうか。</p> <p>もし、カード会社の保留エラーを指しているのであれば、NG判定となり、</p>	<p>「応答保留等」とは、お客さまからの申込みにおいて、カード会社は何らかのトラブル等によってすぐに有効性の確認結果を返せない事象を指しております。</p> <p>カード会社の保留エラーの場合の対応につきましては、協議の上にはなりますが、ご質問のとおりで問題ないと思</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
			システム上の理由により協議する時間的な余裕はありません。また事後処理により OK 判定へ覆すこともできません。ご了承いただけますようお願い申し上げます。	われます。
	19	5(1)キ(ア)	「管理不能のデータ（該当するカード会社がないデータほか）」に具体的なイメージがついておりません。存在しないクレジットカード番号は NG 判定とし申込エラーとします。システム上協議する時間的な余裕はありません。ご了承いただけますようお願い申し上げます。	本項目は、イレギュラーなデータが発生した場合の対応方法について事前に双方で協議の上、定めることを趣旨としております。 ご質問後段部分の「存在しないクレジットカード番号は NG 判定とし申込エラーとします」という部分につきましては、協議の上にはなりますが、問題ないと思われます。
	20	5(1)キ(ウ)	一定期間請求を行わないお客様番号(クレジットカード未登録の登録依頼データ)は、貴局の処理により削除可能です。事前の届出、処理後の報告は運用上不要とさせていただきますでしょうか。	いただいたご質問のみでは、「貴局の処理」の内容が不明なため、回答はいたしかねますが、本項目における「定めた月数以上請求依頼データの伝送がなかった場合」の処理については協議の上定めることといたします。 事前の届出、処理後の報告が運用上不要な場合については実際の業務の運用による部分がありますので、協議の上決定いたします。
	21	5(2)ア(イ)	フロアリミットは、現在のクレジットカード業界では対応しないことが通常になってきておりま	全件オーソリ照会での対応も可といたします。

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	22	5(2)ア(ウ)	<p>す。全件オーソリ照会としてご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、今後は法的に沿って全件オーソリ対応との認識でしょうか。</p> <p>「請求金額がフロアリミットを超えている場合は、与信処理を行うものとする。」と記載がありますが、フロアリミットの上限についてはアクワイアラーが認めない限り引き上げの対応はできかねますが問題ないでしょうか。また、実施説明書で「ゼロフロアリミット」と記載がありますが、現在はフロアリミット0円で運用されている理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>協議の上にはなりますが、フロアリミットの引き上げ対応についてはご質問のとおりに対応で問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>現運用ではフロアリミット0円で運用をしております。</p>
	23	5(2)エ(ア)	<p>「停止”等”の措置」とありますため、決済の取消処理を貴局にて実施いただき、受託事業者よりカード会社に送信する想定です。</p>	<p>本項目の具体的な方法は、協議の上決定いたします。</p>
	24	5(3)ア	<p>立て替え払いについて、毎月指定する日（【別紙】現行業務フローの処理サイクル：請求処理日と同様または月6回）とありますが、請求処理日の直</p>	<p>ご質問の部分につきましては、各参加事業者の提案内容を比較検討し、評価させていただく項目となります。</p> <p>ご質問の内容で提案いただくことは可能といたします。</p>

質 疑 応 答 書 (第 1 号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	25	5(3)ア(ア)	<p>後 5 日、月末の月 2 回の提案は可能でしょうか。</p> <p>「指定日」とありますが、「【別紙】現行業務フロー補足事項」のとおり、入金サイクルに関連する事項となるため、別途協議の上定める認識です。</p>	<p>ご質問のとおり、協議の上定めるものといたします。</p>
	26	5(7)ア	<p>受託事業者の始業時間が 9:30 の場合、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>本項目は、当局との連絡体制の確立について記載することを趣旨としております。連絡方法やその手段をどのように規定するかは実際の業務の運用による部分がありますので、協議の上決定いたします。</p>
	27	5	<p>水道料金等に関わる問合せでお客様より直接連絡を貰い対応する業務は発生しますか。その際専用の電話回線が必要となりますでしょうか。例えば、料金の支払い方法、カード払いの申込方法等の問い合わせ、入力方法等の問い合わせ等が該当するかと思います。</p>	<p>水道料金自体に関する問い合わせ（金額等）は対応していただく予定はありませんが、クレジットカード払いの申込み方法に関するお客さまからの問い合わせについては対応が必要になります。</p> <p>対応方法は別途協議となりますが、問い合わせに対してどのような対応方法をとるのかは受託事業者の判断となります。</p>
	28	5	<p>項番 27 にかかる人件費、電話回線関連費用、事務所利用料等別途委託料として請求する事は可能でしょうか。</p>	<p>「実施説明書 9. (3)③」の運用経費には当局から受託事業者へ支払う金額の一切を盛り込んでいただくこととしておりますので、そちらに盛り込んでいただくようお願いいたします。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	29	5	データを送信するとありますが、貴局より直接提供するシステムに入力し対応するイメージでよろしいでしょうか。	ご質問がどの項目を指しているか不明ですが、当局よりシステムの提供はいたしません。
	30	5	お客様より水道料金のクレジットカード払い申込をする際、貴局より受託事業者にお客様番号及び、補助番号データが伝送されます。お客様が、補助番号とクレジットカード番号を記入（入力）し受託事業者に届くイメージでよろしいでしょうか。	<p>詳細な運用は協議の上にはなりますが、当局より受託事業者に送付するデータはお客様番号及び補助番号データになります。</p> <p>お客様がクレジットカード払いの申込みの際に使用するデータはお客様番号、補助番号、クレジットカード情報になります。</p>
	31	5	貴局より提供されたお客様番号、補助番号はいつまで保管するのでしょうか。お客様より申込がなかなか来ない場合を想定しております。	保管期限は協議の上、定めることといたします。
	32	7(3)	どのような媒体をご想定でしょうか。	DVD-R 等を想定しておりますが協議の上定めることといたします。
	33	10	「クレジットカード扱い業務の履行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により水道局に損害が生じたときは、受託者がその損害賠償責任を負うものとする。」 →損害賠償責任の範囲が	<p>現段階で上限額の設定は想定しておりません。</p> <p>必要があれば「受託者の責に帰すべき事由」が何を指しているのか協議の上決定することは想定されます。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	34	12	<p>不明瞭のため、上限を設定することは可能でしょうか。</p> <p>「受託者は、水道局から受託したクレジットカード扱い業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ水道局から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」と記載ありますが、データ送受信の窓口やユーザーフロントページの構築などは第三者に委託することになりますが問題ないでしょうか？且つ業務により委託先が異なる可能性もあり、複数社に委託することも可能か併せて確認したいです。</p>	<p>再委託する際は、当局において委託する業務ごとに、その必要性や個人情報保護等の観点も踏まえて判断させていただきます。</p> <p>複数社に再委託することも可能ですが、その際も同様の観点で判断させていただきます。</p>
		<u>【別紙】現行 業務フロー</u>		
	35	業務処理名 「2」	<p>クレジットカード決済の利用有無関係なく、すべての取引でも受託事業者はお客様データを登録する必要はありますでしょうか。</p>	<p>当局では今後クレジットカード払いを利用する可能性のあるお客さまの情報をすべて登録していただく運用を想定しております。</p>
	36	業務処理名 「4」	<p>「受取人払いの郵送料は後日、水道局に請求」とありますが、申込書を「貴</p>	<p>ご質問のとおりで問題ありません。</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
			局が一度受領する」場合には受取人払いではないと考えてよろしいでしょうか。	
	37	業務処理名 「4」	クレジットカード番号の取得方法について申込書(紙)の受付で取り扱いしない場合は、業務調達仕様書記載の業務対応は不要となる認識でよろしいでしょうか。	「調達仕様書 5. (1)イ」等に記載があるとおり、申込書(紙)での対応は必須項目といたします。
	38	業務処理名 「5」	貴局がお客様番号変更に伴う登録依頼データを受託事業者へ送信後、受託事業者は変更処理結果となる登録結果データを作成しないのでしょうか。	実際の業務運用については協議の上にはなりますが、現運用では当局において登録結果データは受領しておりません。
	39	業務処理名 「6」	貴局がカード決済停止の登録依頼データを受託事業者へ送信後、受託事業者は停止処理結果となる登録結果データを作成しないのでしょうか。	実際の業務運用については協議の上にはなりますが、現運用では当局において登録結果データは受領しておりません。
	40	業務処理名 「7」	「業務概要」欄に「④水道局が、請求結果が OK の場合には、仮消込を行う。」とあります。受託事業者から水道料金の「振込」を行った後に「本消込」となるのでしょうか。 「本消込」となるために受託事業者が振込以外で	ご質問のとおり認識で問題ありません。

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	41	業務処理名 「8」	<p>処理を行う必要はない認識です。</p> <p>「請求処理日と同日または直後の、5, 10, 15, 20, 25, 月末 + 5 営業日目（月 6 回）」の記載について「締め日が 5, 10, 15, 20, 25, 月末で 5 営業日までに振込という認識であっていますでしょうか。</p>	<p>運用については協議の上にはなりますが、現行の運用につきましてはご質問のと通りの認識で問題ありません。</p>
	42	業務処理名 「4」 【別紙】処理 件数実績	<p>【別紙】処理件数実績」を参照すると、申込書（紙）は令和 3 年度より廃止と記載されております。</p> <p>【別紙】現行業務フロー」の「4. 申込書（紙）によるクレジットカード決済申込み」は現在どのような時に稼働していますでしょうか。</p>	<p>【別紙】現行業務フロー」の「4. 申込書（紙）によるクレジットカード決済申込み」については、現在稼働しておりません。</p> <p>受託事業者の変更に伴って、申込書（紙）での申請が必要であると判断し、調達仕様書等に必須項目として記載いたしました。</p>
	43	業務処理名 「8」 【別紙】クレ ジットカー ド扱い業務 の分担関係 (例) 【別紙】処理	<p>利用額の入金ですが、カード会社から貴局に入金されているわけではなく、カード会社は決済代行会社に入金を行い、決済代行会社から貴局への入金、という流れになるでしょうか。</p>	<p>当局では、ご質問いただいた内容での入金の流れを想定しております。</p>

質 疑 応 答 書 (第 1 号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	44	<u>件数実績</u>	令和 4 年度の請求件数 329,590 件はお客様に対して 2 カ月に 1 回の請求サイクルで認識あってますでしょうか。	基本的には 2 カ月に 1 回の請求サイクルとなりますが、一部（請求件数の 1% 以下）は毎月 1 回の請求サイクルの場合があります。
	45	<u>伝送フォーマット仕様</u> 3 ページ	請求依頼データのファイル形式は「120 バイト固定長」でよろしいでしょうか。	請求依頼データのファイル形式は「120 バイト固定長」が正しい数値になります。 「200 バイト固定長」は誤記載となります。
	46	6 ページ	申込不能データの項目に氏名、住所等多数の個人情報が含まれております。お客様番号等の番号のみで利用者の特定はできると存じます。必要以上の個人情報の郵送、保持はしないことが望ましく、本項目の対応に関しては協議とさせていただけますでしょうか。	実際の業務運用については協議の上決定いたします。
	47	7 ページ	「ステータスと権限」コードは現運用の会社様のサービス仕様が基本となっていると存じます。本項目の利用は別途協議とさせていただけますでし	実際の業務運用については協議の上決定いたします。

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	48	7 ページ <u>個人情報等 の取扱いに 関する特記 仕様書</u>	<p>ようか。</p> <p>「登録時のエラー」コードについて対応は別途協議とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>実際の業務運用については協議の上決定いたします。</p>
	49	3(3)	<p>部屋等の仕切りの変更や設備の改造に関して貴局の承認を受けるのは困難です。本内容はご調整させていただきますでしょうか。</p>	<p>実際の業務の運用による部分がありますので、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、協議の上決定いたします。</p>
	50	4(3)	<p>全従業員へ誓約書に押印を求めることは実態とかけ離れているように思われます。代表者での提出とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>実際の業務の運用による部分がありますので、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、協議の上決定いたします。</p>
	51	4(5)①	<p>全作業従事者についての変更届出は困難です。質問項番 50 と同じ対応とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>実際の業務の運用による部分がありますので、個人情報の保護に関する法律等の趣旨に則り、協議の上決定いたします。</p>
	52	5(1)①	<p>申込書の発送は受託事業者が行うわけではないため、本項目は対象外とな</p>	<p>実際の業務運用については協議の上にはなるため確定はできませんが、ご質問のとおり状況であれば対象外にな</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	53	5(1)②	<p>る認識です。</p> <p>申込書の郵送において都度署名押印するのは現実的ではないと思われま す。申込書運用に関して は別途協議とさせていただ ければと存じます。</p>	<p>ると考えられます。</p> <p>実際の業務の運用による部分がありま すので、個人情報の保護に関する法律 等の趣旨に則り、協議の上決定いたし ます。</p>
	54	5(2)①	<p>申込書の発送は受託事業 者が行うわけではないた め、本項目は対象外とな る認識です。</p>	<p>実際の業務運用については協議の上 にはなるため確定はできませんが、ご質 問のとおり状況であれば対象外にな ると考えられます。</p>
	55	5(2)②	<p>申込書の郵送において都 度署名押印するのは現実 的ではないと思われま す。申込書運用に関して は別途協議とさせていただ ければと存じます。</p>	<p>実際の業務の運用による部分がありま すので、個人情報の保護に関する法律 等の趣旨に則り、協議の上決定いたし ます。</p>
	56	6(1)	<p>本業務とそぐわない内容 があります。業者決定後 に内容は調整させていた だけますでしょうか。</p>	<p>実際の業務の運用による部分がありま すので、個人情報の保護に関する法律 等の趣旨に則り、協議の上決定いたし ます。</p>
		<u>類似業務実 績調書</u>		
	57	(6)	<p>「(6)クレジットカード 扱い業務を開始するた めの準備作業に係る業務」 →準備作業とは具体的に どのような作業を指すか ご教示ください。</p>	<p>調達仕様書に記載があるとお り、クレジットカード扱い業務を開始するた めに行った業務を提示してください。具 体的にはクレジットカード扱い業務を 開始するための関係機関との打合せや スケジュールの調整等が該当になりま</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	58	(7)	<p>「(7)その他上記(1)から(6)までの業務を円滑に処理するために必要となる業務」</p> <p>→円滑に処理するために必要になる業務とは具体的にどのような作業を指すかご教示ください。</p>	<p>す。</p> <p>調達仕様書に記載があるとおりに、業務を円滑に処理するために行った業務を提示してください。連絡体制の整備や業務運用変更時の説明書の提供等が該当となります。</p>
	59	注1	<p>「※期間は1年以上継続した実績とします。当局の求める運用実績として料金請求の1サイクルで処理件数が1万件以上の実績について記載してください。」</p> <p>→1サイクルの具体的な期間はどのくらいかご教示ください。</p>	<p>1サイクルとは1カ月分の料金請求分を指すものとします。</p>
	60	<u>参加申請書</u> <u>参加辞退届</u>	<p>印鑑の指定の有無についてご教示ください。</p>	<p>仙台市競争入札参加資格者名簿に届けている届出印、受任者を置いている場合は受任者印を押印してください。</p>
	61	③ <u>業務提案書</u>	<p>地域別、関連会社別等で利用カード会社や利用サービス（会員情報登録・</p>	<p>ご質問の趣旨が不明な部分がありますが、例えばカード会社ごとに受付フォームや連絡窓口を区分けする趣旨とす</p>

質 疑 応 答 書 (第1号)

業務名：水道料金等のクレジットカード決済登録処理及びデータ処理等（準備作業含む）

業務委託

受付 番号	項番	該当ページ 資料名	質問内容	回 答
	62	③	<p>変更・削除/有効性チェック/売上請求)、連絡窓口、WebシステムIDを分けて運用する想定はございますか。</p> <p>契約期間中に貴局のご用件の追加及び変更が発生し、受託事業者で追加の対応が発生した場合は、別途お見積りの上ご請求可能の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>れば現在のところ想定はしておりません。 提案があれば検討いたします。</p> <p>ご質問のと通りの認識で問題ありません。</p>

令和 5年 7月 13日

仙台市水道局総務部営業課
料金管理係 担当 柿沼・本郷
電話 022-304-0150